

保育所・幼稚園・認定こども園における保護者への 子育て支援についての一考察 －支援者と保護者双方へのアンケート調査及び インタビュー調査結果の比較分析より－

出 川 聖尚子
山 西 裕 美
岡 村 ゆかり

要 約

保育所・幼稚園・認定こども園における支援者と保護者双方への調査では、保育者と保護者のやり取りにおいて保育者のほうが保護者対応に苦慮していること、保育者と保護者はともにお互いの「子どもへの接し方」に違和感をもっていること、保育実践現場で日常的に起ころる「子ども同士のかかわり」などをきっかけとし困ったことに至っていること、保育者も保護者も互いの性格や考え方方が困ったことのきっかけであると考えていることが明らかとなつた。これらのことから保護者対応において、保育者を支える施設内外のしくみ・保護者への支援のしくみを整え、保育者と保護者とのパートナーシップ体制を構築していくことが必要であることがわかつた。

はじめに

2023（令和5）年に生まれた子どもの数は72万7277人で、前年より4万3482人減少し、合計特殊出生率は2023（令和5）年1.20で、前年（1.26）より低下し、日本の少子化は進行している。国は女性（25～44歳）の就業率を82%と掲げⁱ⁾、待機児童の解消と保育の受け皿の整備を進めている。現在、児童のいる世帯の母親の仕事をもつ割合が77.8%（2023年）ⁱⁱ⁾となっていて、保育所等を利用する児童ⁱⁱⁱ⁾は、就学前児童数全体において全年齢平均で54.1%、1.2歳児の59.3%と就学前児童数の過半

i)（2025（令和7）年『第2期まち・ひと・しごと創成総合戦略』）。2023年女性（25～44歳）の就業率80.8%となっている。

ii) 厚生労働省 国民生活基礎調査2023

iii) 保育所等とは、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を指している。

数を超えていいる^{iv)}。国は女性の就業を促進し、なおかつ少子化対策をすすめ、働きながら子育てを支えるしくみを整えようとしている。

その一方で、子育て家庭を支えている子ども支援現場では、保育者の確保が課題となっている。保育者の離職の理由には保護者対応の大変さが挙げられている^{v)}。保護者対応に対して子ども支援の現場は負担感や困難を抱えていることは先行研究からも明らかとなっており（高橋 2015；片山 2015；太田 2016；岸本 2019；勝浦 2021）^{vi)}、その対策は子育て家庭を支えていく社会にとって喫緊の課題といえる。

支援者の保護者支援の困難についてはさまざまな研究が積み重ねられているが、現在、困難に発展する前段階について言及した研究はみられない。こうしたことを踏まえて、「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」では、2021年度は子育て支援現場の支援者を、対象の子どもの年齢や支援の内容、保護者との関係性の違いを考慮し、①保育所、幼稚園、認定こども園、②児童福祉施設（放課後児童クラブ、放課後デイサービスを含む）、③保健・医療機関、④学校等の4つの分野に設定し、支援者対象にアンケート及びインタビュー調査を行った。まだコロナ禍であったため、研究の進行も手探りであったが、各施設等に御協力いただき実施することができた。

2021年度の研究を進める中で、支援者の視点からの保護者支援は制度的に重視されていても、保護者自身はそれをどう受け止めているのか、保護者も支援者に対して困難な思いを抱くことがあるのではないかという視点が生じた。保護者支援において保護者側から支援者に抱く違和感や困り感については先行研究も殆ど見られること、また、ワクチン接種でコロナウイルスの感染に対する社会的危機感も治まりつつあったことから、調査研究の実施が可能であると判断できたので、翌2022年度に保護者対象の調査研究を行うことにした^{vii)}。依然としてコロナウイルス感染拡大の影響は懸念さ

iv) 保育所等を利用する児童は2,705,058人（2024（令和6）年4月1日現在）となっている。平成27年度の調査から、従来の保育所に加え、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業＊1（うち2号・3号認定）の数値を含み集計されている。こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ2024（令和6）年4月1日」）

v) 「東京都保育士実態報告書」（2021（令和4）年）によると、現在保育士として就業している者の退職意向理由に「保護者対応等の大変さ」を17.9%が回答している。なかでも、男性保育士よりも女性保育士で年代は20代が多い。

vi) 保育者の保護者との困難性に関して、高橋（2015）は保育所の持つ保育所が幼児教育と福祉施設のふたつの役割を果たすことで保護者支援を難しくしていること、片山（2015）は若手保育者の保護者支援の困難性、岸本（2019）は、保護者支援の困難感についての先行研究から内容と構造について分類している。太田（2016）は、保育士の保護者対応におけるバーンアウトの要因を指摘し、勝浦（2021）は保護者支援の困難感を保護者との関係段階によって異なる困難性について指摘した。

vii) この2つの調査研究は、2021年度熊本学園大学付属社会福祉研究所助成「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」、2022年度熊本学園大学付属社会福祉研究所助成「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」として実施した。各調査研究については、『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』（出川・山西・岡村2022）、『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書（2）』（出川・山西・岡村2023）を参照されたい。

れたが、初年度は子育て支援現場の支援者対象に、2年目は保護者に対してアンケートおよびインタビュー調査と、幸い2年にわたり調査研究を進めることができた。

本研究では、保護者対応で困難な状況に陥ることを未然に防ぐために、困難に至る前の段階の実態を把握する必要があると考え、困難な事例に発展する前段階に焦点をあてた。具体的には、保護者に対して支援者が、また、同様に支援者に対して保護者が、日常のどのような場面で「違和感」(他の保護者とちょっと違うなあ、自分の考えとも違うなあなど)や「困難」を抱くのかを明らかにし、支援者のもつ保護者対応の困難性の要因とその課題について考えてきた。

2021年度実施した支援者対象の調査での研究では、先に上げた調査対象支援者の現場が様々であることを勘案し、保育所・幼稚園・認定こども園の支援者、SSWなど子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカー、保育所を除く児童福祉施設現場の支援者、学童保育現場の支援者と対象を分けて研究を行い、支援課題を明らかにしてきた(山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり 2023)(岡村ゆかり・出川聖尚子・山西裕美 2023)(出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり 2024)(山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり 2024)。

その結果、これらの子ども支援実践現場において、共通して従来の「子育ての当たり前」を保護者が理解しにくくなっていることや、支援者が保護者との協働として行う子育てを保護者が「サービス利用者としての権利」ととらえている「保護者の変容」がみられること、またそれが支援者と保護者との関係をより困難なものにしていることを指摘している^{viii)}。

本稿では、2022年度に実施した保護者対象の調査研究も併せることにより、保護者と保育者との相違に焦点を当て分析し、特に支援者が行う対応の現状と課題について明らかにすることを目的とする。そのため、次章では、子育てにおける保護者の役割と保育者の役割を取り上げる。第2、3章では保育所・幼稚園・認定こども園で行った保護者および保育者に関する量的・質的調査内容及び結果について取り上げ、第4章で分析結果から課題についての考察を行い、最後に今後の研究課題について考えたい。

I 子育てにおける保護者の役割と保育者の役割

1. 保育者の抱く保護者像

保育者たちは、各資格の養成課程で教育を受けて資格を取得する。保育者の抱く保護者像も、まずその養成課程での教育を通じて取得される。ここでは、各資格の養成課程で学ぶ国の指針や要領に表

^{viii)} 山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり (2023)『保育所・幼稚園・認定こども園における保護者への子育て支援についての一考察－アンケート調査の結果分析より－』『社会関係研究 第28巻 第2号』および出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2023)「子ども支援現場における保護者支援の子育て支援についての一考察－アンケート調査の分析より－』『熊本学園大学論集『総合科学第28巻第2号(通巻第54号)』に詳しい。

される保護者像を取り上げる^{ix)}。

「児童福祉法」(昭和二十二年法律第百六十四号)の第18条の4において「この法律で、保育士とは、第18条の18項第1項目の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」とある。つまり、保育士とは、①子どもの保育 ②子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うことと定義されている。

ここにある「指導」については、「保育所保育指針」(2017年改訂版)「総則1 保育所保育に関する基本原則 1) 保育所の役割」「ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」とある。また、保育所保育指針解説「第4章 子育て支援」(厚労省,2018年2月)では、「子どもの保護者に対する保育に関する指導とは、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と解説されている。

また、「児童福祉法」の「第一章 総則」「第二条 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義務的責任を負う」とあり、子どもの育成についての第一義務的責任は保護者にあることが明確に記されている。すなわち、保育士の行う保護者への支援とは、その保護者の行う子育てに対して、保育の専門家として保護者との相互理解のもとに、保護者と連携して子どもの育ちを支える、つまり家庭や地域と子どもの成長を支える協働との視点が重要となる。

幼稚園教員においても、2007(平成19)年の「学校教育法」の改正で、新たに幼稚園の子育て支援が明記され、「学校教育法」第24条において、「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」とされた。その当時、文部科学省から出された「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する事例集」(2009(平成21)年)によると、「幼稚園は保護者の子育てに対する意欲を引き出し、その教育力が向上するよう、『親と子が共に育つ』という観点から子育て支援を実施し、子どものよりよい育ちが実現するようにすることが大切である」とある。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、「第1章 総則」「第1幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等」の「2幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標」において「幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする」とある。

つまり、保育士、幼稚園教員、保育教諭など保育者は、養成課程教育を通じて学ぶ国からの指針や要領に、保育者は保護者とともに子どもの発達や成長を支えることが規定されており、保育者が保護

ix) 保育者の養成課程では保護者との関係について学ぶが、国からの指針や要領をベースとしての学びであるので、ここでは国からの指針や要領に示されている保護者との関係に焦点を当て取りあげる。

者に行う子育て支援とは、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に資することであり、「保護者との協働」と捉えている。そのためには、保育者は保護者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築くことが必要となる。保育現場における子育て支援には、保護者との相互理解とともに、保護者との信頼関係の形成が重要となる。

保育者は保護者が子どもを理解するように努め、子どもに対して基礎的生活習慣を身につけさせるなど、児童福祉法にあるように保護者が家庭での育成の第一義的責任を負うこと前提とした従来の保護者像を期待している。しかし、この保育者の考える「子育ての当たり前」を今日の保護者が理解しにくくなっている。また、保護者から自分の子どもだけ特別な扱いを期待されるなど、保護者にとって園での子育て支援は「サービス利用者としての権利」との認識もうかがえる。

保育者の考える「子育ての当たり前」を保護者が理解しにくくなっていることに加え、保育者が行う子育て支援を保護者との協働ではなく「サービス利用者としての権利」と認識するような今日の「保護者の変容」は、保育者と保護者との関係をより困難なものにしている。このことが、保育者が望むような保護者とのコミュニケーションや信頼関係の形成を難しくしており、その結果、「保護者との協働」が困難になる場合があると考えられる(山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり 2023)。

2. 調査結果からみる保育者と保護者のズレ

1) 調査結果からみる保育者と保護者のズレ

本調査の支援者を対象としたアンケートには、支援者の回答に保護者には「挨拶しても無視する」、「友達のような話し方」、「携帯をみながらのあいさつや送迎」、「怒鳴る」、「聞く耳を持たない」などが挙げられ、支援者の約4分の1が「礼儀・言葉遣い」を保護者に期待する回答になっている。加えて、「園に預けて何でもしてもらおう」、「家ではできないから保育園にお願いしよう」などの子育てを支えてもらいたいという思いを持っている回答もみられ、子どもの育ちや子育てにおける保護者の責任感が希薄であると支援者は感じていた。また、保護者は保育支援実践現場に対する過度な要求や権利意識を持っていた^{x)}。

一方、保護者を対象としたアンケートでは、「子どもに対して笑顔がない」、「挨拶をしてるのに返しがない」、「怪我をしても報告が遅い」、「降園の際保育者が出てこられない」など子どもや保護者に対して個に丁寧に対応してくれる保育者像を持っていることが明らかとなつた^{xi)}。

どちらの場合も、保育園・幼稚園・認定こども園など子育てを支えている支援をサービスととらえ、支援者は「サービスを与える側」、保護者や子どもは「サービスを受ける側」と一方向の関係として認識していると考えられた。支援者(保護者との協働)と保護者(サービス利用者としての権利者)との意識のズレがみられる。

これまで社会資源を利用せず家庭で母親が子どもを育てることが推進されていた時代から、母親が

x) 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり(2022)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』を参照されたい。

xi) 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり(2023)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書(2)』を参照されたい。

働きながら子育てをするのが一般的になった現在、子育ては社会に支えられるのが当然のことになっている。また、子育ての経験も、子育てを支えてくれるインフォーマルな支援も乏しく、地域ともかかわりが少ない子育て家庭は子育て困難を抱えやすい状況にある。子育て家庭は子育てを保育所など子どもの支援現場に支えてもらう必要があるものの、保育・子育てに関する保育者と保護者の意識の相違があると考えられる。

2) 子育て家庭を支える施策の変化

戦後の保育政策から子育てをふりかえると、家庭が育児の責任を持つ家庭養育責任論と家庭育児の補完としての保育という考え方方が基本となっている^{xii)}。1960-70年代高度経済成長によって女性の労働率も上がるものの、育児や介護に対しては家庭機能を強化することで国家の負担を軽減しようとした家庭基盤充実政策がとられていた。また、母親による子育て、家庭保育の重要性を示す3歳児神話^{xiii)}が広まっていく（大日向 2000, 内田 2010, 杉浦 2019）。多くの女性が母親になると家庭で家事や育児を行うアンペイドワーク（無償労童）を行い、父親は外で労働を行うという性別役割分業が浸透した。子どもを産むこと、育てることは個人的な選択で、社会で支援する必要はないという子育て私事論が一般的であったため、母親が働く場合、社会的な資源よりもインフォーマルな資源を活用しなければならかなった。

妊娠・出産・子育ては社会全体で取り組む課題であるという考え方へ転換されたようになったのは合計特殊出生率の低下の問題、いわゆる少子化問題にあるといわれる。1989年に合計特殊出生率が1.57と戦後最低を記録し日本では少子化が顕在化した。当初少子化の理由は女性の高学歴化と社会進出と考えられていたため、女性が働きやすい環境の整備や保育の充実などの施策によって少子化を食い止めようと、1992年に育児休業制度、1994年に日本初の少子化に対する総合計画であるエンゼルプランを策定される。しかし、少子化は続き、それまで保育制度を中心としたエンゼルプランでは、少子化を止められないことが明らかとなった。児童虐待やドメスティックバイオレンスなど家族に対する暴力が社会問題化し、また夫婦の出産数の減少が見られたこともあり、2000年代に入り妊娠・出産・子育てを家族に委ねておくことでは、少子化を克服できないこと、家族だけでは子育てを十分に果たすことができないと認識されるようになった。そのため、児童虐待の防止等に関する法律（2000年）の制定、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法が制定（2004年）され、すべての自治体が次世代育成支援行動計画の策定、「子どもと家族を応援する日本」（2007年）の策定など

xii) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会から1963年に第一次中間報告「保育問題をこう考える」（1963）を公表される。「保育7原則」が出され、母親が保育を責任もっておこない、それに父親が協力する義務があるなど、両親による愛情に満ちた家庭保育が最も望ましいという考え方方が示されている。

xiii) 1998年厚生労働省「厚生白書 平成10年度」の中で三歳児神話は「少なくとも合理的な根拠は認められない」と明確に否定された。3歳児神話の、根拠として引用されたジョン・ボルヴィは、戦後、施設にいた子どもを調査した結果、幼少期に母性的養育が必要であるという報告を出しており、この部分を用いて日本では母性の必要性を述べたが、1956年にすでにボルヴィ自身が幼少期の母性的養育によって全人生に重大な影響はないと言っている。

家族にかかわる法律や政策が出され、就労のための保育支援に加えて家族を支える政策がすすめられる。こうした中、2010年1月、少子化から子ども子育て支援へという方向性の変更を打ち出した「子ども・子育てビジョン」、7月には、40歳未満までを対象にした「子ども・若者ビジョン」が発表され、以降子どもの育ちと子育ての両方の視点をふまえ政策が5年ごとに打ち出され始める。2015年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では「地域の子育て支援等の機能の充実」が掲げられ、子ども支援において保護者対応は重要な役割と位置づけられた。最初のエンゼルプランから30年、子育ては社会的支援を受けて行われている。女性の活躍推進法(2016年)が出され、子育て期の女性も労働力化していくなか、女性は子どもを保育所に預け、社会が子育てを支えることは平準化されてきた。

3) 子育て環境の変容と子育て困難家庭の増加

現在、児童のいる世帯の全世帯に占める割合は、18.1%(2023(令和5)年)で、20年前の2004(平成16)年の37.9%から半分以下となっている^{xiv)}。戦後、高度経済成長による都市移住、職住分離などがすすんでいくにつれ、子育て家庭は生まれ育った地域から離れて暮らすことになり、知らない地域で、子育てを支え合うために新たな関係性の構築が必要となった。しかし、仕事をもつ母親の割合が増加し、特に就学前の子どもをもつ母親の就業率が急増している^{xv)}なか、子育て家庭が地域で過ごす時間は減少することになる。子育て家庭は地域でマイノリティとなり、関係性をつくることが難しい地域での孤立が問題となっている。

現在、児童虐待相談件数は20万件を超え^{xvi)}ており、子育てに困難を抱える家庭は増加の傾向にある。多くの保護者が、自分の子どもを育てるまで子どもや子育てにかかわることがないなど自然と子育てを学んでいく機会が少ない暮らしを送っている。保護者にとって経験がなく見通しが持てない、頼る人がいない子育ては、育児への不安感や負担感を増すと言われる。個々の家庭の子育て力が低下し、インフォーマルな子育て支援が減っている状況において、社会でもその対応が求められることとなった。保育所・幼稚園・認定こども園では地域の子育て支援の拠点として保護者や地域の子育て家庭に対する支援の役割を担うようになり^{xvii)}、子ども支援の実践現場に対して保護者の子育て支援への期待が大きくなっている。

xiv) 厚生労働省 前掲書

xv) 厚生労働省 前掲書

xvi) 2022年度児童相談所における児童虐待相談件数は214,843件で過去最高となっている。

xvii) 2008年(平成20年)に改定された「保育所保育指針」から、第1章総則の中に、「保育所の役割」と「保育所の社会的責任」が新たに明記され、保育所での子育て支援の役割が付加された。また、第6章には保護者に対する支援が新設された。児童福祉法第18条の4には保育士は「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と保護者支援を行うものと示されている。また、2007年学校教育法に幼稚園の役割においても子育て支援が付加されている。

II 調査概要

1. 調査の目的

本調査で取り上げる保育所、幼稚園、認定こども園は、子育て支援の拠点としての重要な役割を担う。しかし、第1章で確認したように、「子育て」において、「子育ての当たり前」や「子育ての協働」が共有され難いことや、保育所等での支援を「サービス利用者としての権利」と捉えている「保護者の変容」がみられる。また、はじめにでも触れたように、保護者支援や対応において保育者が困難感を抱いているため、保育者の負担感を軽減していくことも課題として挙げられる。こうした状況や課題は、保育者による子育て支援や保護者支援において検討する必要があると考えられる。

そこで本調査では、熊本県内の、現在の子ども支援実践現場である保育所、幼稚園、認定こども園における保護者支援について検討するために、保育者及び保護者がそれぞれに対して抱く「違和感」や「困ったこと」について実践的に測り、認識のズレ^{xviii)}等の有無を明らかにすることを目的とする。日々の保護者と保育者とのかかわりにおける具体的な状況を取り上げ、どのような状況で「違和感」や「困ったこと」が発生するのかを明らかにする。

2. 調査方法と調査期間

調査方法は、アンケート及びインタビュー調査である。県内の子ども支援実践現場である施設・機関・団体（計24ヶ所）に依頼し協力を得た。

アンケート調査は、Google フォーム^{xix)}によるオンライン調査とした。支援者及び保護者には、協力が得られる場合に、各自 WEB 上で回答してもらった。実施期間は、支援者が2021(令和3)年12月～2022(令和4)年2月、保護者が2023(令和5)年1月～2月である^{xx)}。

インタビュー調査は、半構造化面接法を採用した。対象者とは調査協力同意書を取り交わした上で実施した。調査期間は、支援者が2022(令和4)年3月～5月、保護者が2023(令和5)年3月である。

3. 調査内容

保育者へのアンケート調査票には、「基本属性」、「保護者に対する違和感について」、「保護者への対応で困ったことについて」、「子ども支援の現場で保護者対応に必要なこと」の4項目を設定した。この調査内容は、岸本・武藤(2019)を参考(ベース)に、実践現場における経験的な指標を取り入れ

xviii) 馬場(2020)前掲書「マイナスの違和感の背後には複数のずれが生起しており、自身の認識する違和感の原因が実際のずれと一致していない場合が多い」ことが分かっている。また、ズレの原因として「違和感を覚えた相手の言動を自身の持つ『前提』を基準として解釈」してしまい、実際のズレに働きかけをしなかったことにより、「相手の意図を誤解したまま違和感として残る」ことが明らかにされている。

xix) Google フォーム使用において、熊本学園大学から付与されたアカウントを利用したうえでアカウント管理に十分な注意を払う、データ閲覧権限の設定を行う、データ閲覧・分析の場所を限定する、データはスプレッドシートに移行し作成した Google フォームを削除する、個人情報保護の倫理的配慮を行う等、できる限りの配慮を行っている。

xx) 今回の調査対象については、出川・山西・岡村(2023)に詳細を記載している。

た。保護者へのアンケート調査票は、保育者への調査内容に準じたものとし、「基本属性」、「支援者に対する違和感について」、「支援者対応で困ったことについて」、「子ども・子育て支援について」とした。両者へのインタビュー調査は、アンケート調査と同様の内容とした。

4. 倫理的配慮

本調査の実施にあたっては、熊本学園大学研究活動適正化委員会倫理委員会に調査内容について申請をし、支援者への調査については 2021(令和 3) 年 8 月 24 日に、保護者への調査については 2022(令和 4) 年 8 月 12 日に承認を受けた。

III 調査結果

1. 分析方法

今回分析対象とするデータは、前述の 2021 年度に実施した子ども支援実践現場の支援者対象に実施した web アンケート調査(有効回答 472)から、①幼稚園、保育園、認定こども園の支援者(有効回答 209 件)を抽出する^{xxi)}。回答の内訳は保育所 108 名(51.7%)、認定こども園 81 名(38.8%)、幼稚園 20 名(9.6%)であり、保育所の支援者が過半数を占めて多い一方で幼稚園の支援者が少ないことに留意する必要がある。

さらに、筆者らが 2022 年度に実施した子ども支援実践現場を利用する保護者対象に実施した web アンケート調査(有効回答 706)から、①幼稚園、保育園、認定こども園の保護者(有効回答 521)を抽出する^{xxii)}。回答の内訳は、保育所 226 名(43.4%)、認定こども園 145 名(27.8%)、幼稚園 150 名(28.8%)であり、保育所の保護者が約 4 割、認定こども園と幼稚園の保護者も各 3 割であった。

以下の分析では、主に保育者と保護者が双方に対する子どもへの対応に対して抱く「違和感」と実際に経験した「困ったこと」に焦点を当て、幼稚園、保育園、認定こども園の保育者データと保護者データを比較しながら子ども支援現場での保育者と保護者との双方に対する考え方の相違を明らかにしていく。

xxi) このアンケートの詳細については、出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり(2022)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』を参照されたい。

xxii) このアンケートの詳細については、出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり(2023)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書(2)』を参照されたい。

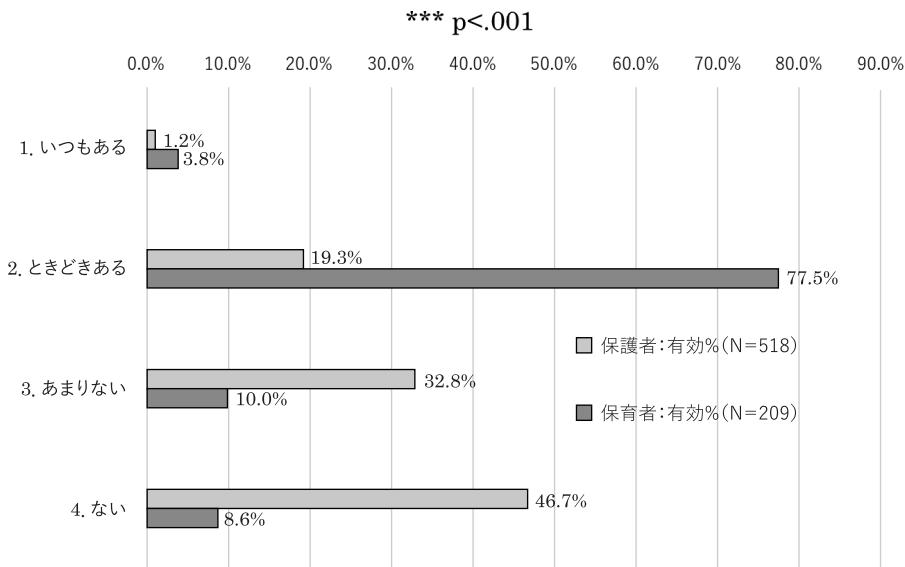
2. 保育者と保護者対象のアンケート調査結果の比較

1) 違和感について

保育者と保護者それぞれに対して、保護者/支援者の対応に対して「違和感を持ったことはありますか」^{xxiii)}という問い合わせ、「1 いつもある」「2 ときどきある」「3 あまりない」「4 ない」の4段階の順序尺度で回答を得たものをクロス集計表で分析を行った(図1.)。

保護者と支援者のお互いに対する違和感については、支援者が保護者に対して違和感を抱く割合が圧倒的に高く、「1 いつもある」「2 ときどきある」を併せて81.3%(170名)であるが、保護者ではそこまで高くななく、むしろ「3 あまりない」、「4 ない」が80.0%(412名)を占める^{xxiv)}。有意性検定でも母集団において、両者の間に違いがあることは有意であった(χ^2 検定 *** $p < .001$)^{xxv)}。

図1. 保護者／支援者)対応の中で違和感

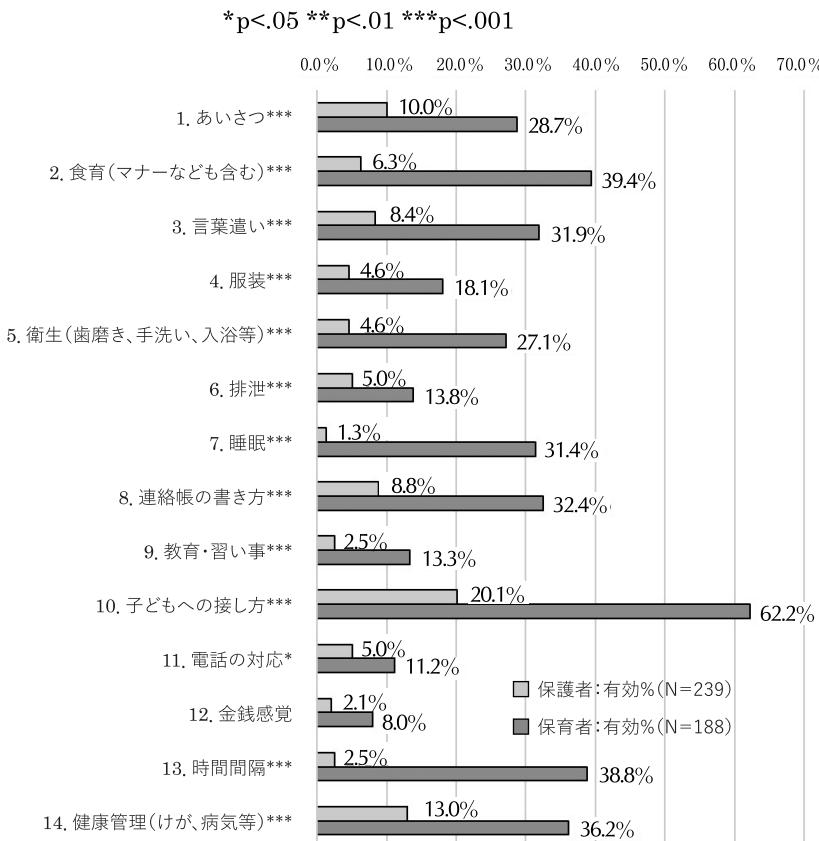


xxiii) 支援者対象のアンケート用紙では「あなたは保護者に対する違和感（他の保護者とチョット違うなあ、自分の考えとも違うなあなど）についておうかがいします」という問い合わせで、保護者対象のアンケート用紙では「現在、お子さんが利用している機関・施設の職員の対応に違和感（うまく伝わらないなあ、わかつてもらえないなあ、自分の考えとも違うなあ）」という問い合わせである。

xxiv) 2021年度に実施した支援者対象のアンケート調査では、保育所以外の児童福祉施設支援者では「いつもある」「ときどきある」を併せると82.4%(89名有効回答108名)と8割以上で違和感があると回答しており、支援者データだけを比較すると幼稚園、保育園、認定こども園の保育者が保護者に抱く違和感は児童福祉施設支援者と変わらず高いことが分かる(出川・山西・岡村 2024)。なお、今回の保護者対象調査は、施設利用の保護者の背景を考慮し、児童福祉施設利用の保護者に対しては実施していない。

xxv) 独立サンプルでのノンパラメトリック検定(Mann-Whitney 検定 $p < .001$)においても有意差が示された。

図2. 違和感の具体的な内容(MA.)



支援者は保護者に対して違和感を抱く人の割合が大変高い一方で、保護者は感じない人の割合が高いという全く逆の傾向が表れている。本稿においては、前章にて検討したように、幼稚園、保育園、認定こども園支援者、すなわち保育者が保護者に対して抱く期待像との関係から、このような違いが生じていると考えられる。では、保育者と保護者は互いに双方に対してどのようなことで、違和感を感じているのだろうか。

保護者/支援者が双方に対して抱く「違和感の具体的な内容」について「当てはまるものすべてを選んでください」という複数回答方式で尋ねた。両者に対して共通に尋ねた14項目についてクロス集計表分析で比較検討した(図2.)。

そのうち「金銭感覚」を除く13項目において、保育者と保護者の違和感を抱く割合に統計的に有意差があることが判明した(χ^2 検定 ***p<.001, p**<.01, *p<.05) ^{xxvi)}。

xxvi) 「7 睡眠」については、クロス集計表分析では度数が5に満たないセルがあるため、Fisherの直接法による検定である。

13項目全てにおいて、保育者の方が保護者よりも相手に対して違和感を抱く割合が高くなっている。保育者が選択した割合が一番高かったのは「10. 子どもへの接し方」(62.2% 117名)であった。この項目は、保護者(20.1% 48名)においても13項目の中では一番選択した割合が高い項目となつており、両者において相手に一番違和感を抱く項目であった。

「子どもへの接し方」についての自由記述欄の記入内容

【保育者】

- ・子どもが親のことを求めているのに、対応が冷たい印象を受ける。子どもの心の不安定にも繋がっているように感じる(保育所)。
- ・送迎の際、例えばテーブルに登ったり園児がしてはいけないことをしても何も言わない、又は先生に怒られるからやめなさい等の言葉かけをする(認定こども園)。

【保護者】

- ・お昼ご飯の時に時間内に食べることを目標にしているのは分かるが、極端にタイマーをかけたり、時間内に食べないと怒られるようなことがあるのかな?と。食べることがプレッシャーになる子もいると思うのでその辺が違うかなと(保育所)。

その他の項目で保育者の選択した割合が高かった順に、「2. 食育(マナーなども含む)」(39.4% 74名)、「13. 時間感覚」(38.8% 73名)、「14. 健康管理」(36.2% 68名)、「8. 連絡帳の書き方」(32.4% 61名)、「3. 言葉遣い」(31.9% 60名)、「7. 睡眠」(31.4% 59名)と続く。主に食事や睡眠など子どもに対する基本的生活習慣への躊躇(しつけ)の項目において違和感を抱くことが多いようである。また、「14. 健康管理」(36.2% 68名)は、保護者においても2番目に保育者に対して違和感を抱く割合が高くなっている、両者において共通に相手に対して違和感を抱きやすい項目となっている。

2) 困ったこと

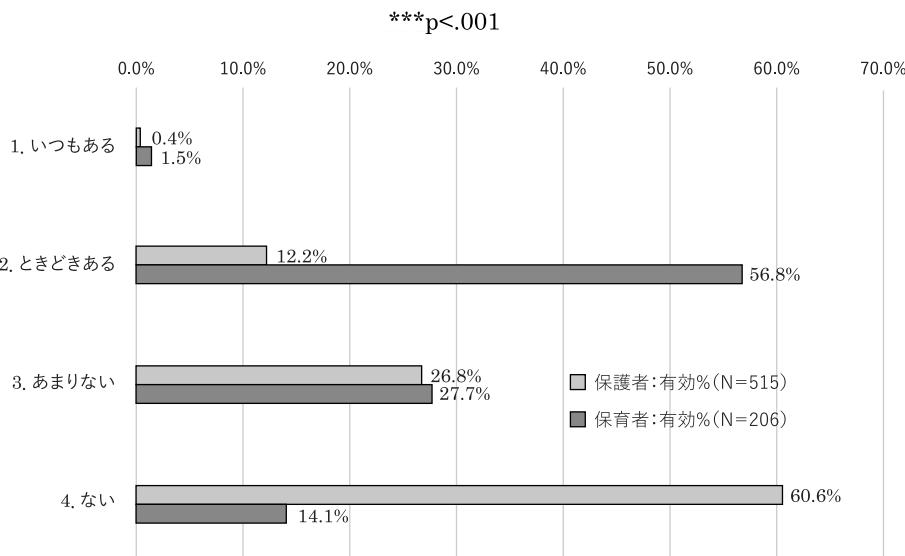
次に、保育者と保護者それぞれに対して、「困ったことはありますか」^{xxvii)}という問い合わせ、「1 いつもある」「2 ときどきある」「3 あまりない」「4 ない」の4段階の順序尺度で得た回答を比較分析した(図3.)。

「違和感」の問い合わせへの回答ほどではないが、「困ったこと」でも、保育者は「1 いつもある」、「2 ときどきある」を併せて58.3%(120名)と約6割を占める、保護者ではむしろ「3 あまりない」、「4 ない」が87.4%(450名)と9割弱である^{xxviii)}。有意性検定でも母集団において、両者の間に違いが

^{xxvii)} 支援者対象のアンケート用紙では「保護者への対応で困ったこと(対応困難だったケース)はありますか」という問い合わせで、保護者対象のアンケート用紙では「現在、お子さんが利用している機関・施設の職員の対応で困ったこと(お子さんに不利なことがあった、お子さんが嫌な思いをした、我慢したこと等)はありますか」という問い合わせである。

^{xxviii)} 前述(注)と同様に児童福祉施設支援者では「いつもある」「ときどきある」を併せると、63.9%(69名 有効回答108名)であり、支援者データだけを比較すると幼稚園、保育園、認定こども園の保育者が

図3. (保護者／支援者)対応の中で困ったこと



あることは有意であった (U 検定 *** p<.001) xxix)。

次に保護者/保育者のそれぞれが相手への対応に困ったことについて「どのようなきっかけで困ったことは起きましたか。当てはまるものすべてを選んでください」と尋ねたうちの両者に対して共通の10項目についてクロス集計表分析で比較検討した(図4.)。

保護者と保育者ともに回答が多かった「1. 子どもの病気・けが」(保護者 24.9% 保育者 47.4%)、「2. 子ども同士のかかわり」(保護者 28.2% 保育者 41.1%) では、両者の回答に有意差も見られた。しかし、これらは、保育実践現場で日常的に起こりやすく、また両者の間でトラブルなどに発展しやすいリスクがあると双方で認識もされている出来事といえる (χ^2 検定 *** p<.001, * p<.05)。

「6. 保護者の性格や考え方」では両者に有意差がみられるが、保育者の回答が 36.6% (64名) と3番目に高い割合を示している一方で、保護者では 2.3% (4名) と低く、保護者からは困ったことの要因とは認識がされていない (**p<.001 Fisher 直接法) xxx)。保育者で次に回答割合が高かった「4. 保護者と職員とのかかわり」(保護者 9.0% 保育者 24.6%) でも両者の間に有意差が見られた (χ^2 検定 *** p<.001)。この2項目から、保育者にとって保護者の性格や考え方が困難をもたらし、トラ

保護者に対して困った経験は児童福祉施設支援者より若干低いことが確認されたが、先の違和感と同様に差は大きくは無かった(出川・山西・岡村 2024)。

xxix) クロス集計表分析では度数が5に満たないセルがあるため、ノンパラメトリック検定(独立サンプルでのノンパラメトリック検定 Mann-Whitney 検定)を用いたところ、支援者と保護者との統計的有意な違いがあることが示された。

xxx) クロス集計表分析では度数が5に満たないセルがあるため、Fisher 直接法の検定において、支援者と保護者との統計的有意な違いがあることが示された。

ブルに至りやすいと受け止められていることが窺えるが保護者の認識は低い。

一方、保護者の割合の方が高い項目に「子どもと職員の関わり」(保護者 23.7% 保育者 15.4%)、「職員の性格や考え方」(保護者 10.7% 保育者 4.0%) があり、このことからも保護者と保育者はお互いの関係に問題意識を抱いていると考えられる。以下は「困ったこと」の自由記述欄に寄せられた、保育者と保護者が双方とのかかわりに関連した内容である。

「保護者の性格や考え方」についての記述内容【保育者】

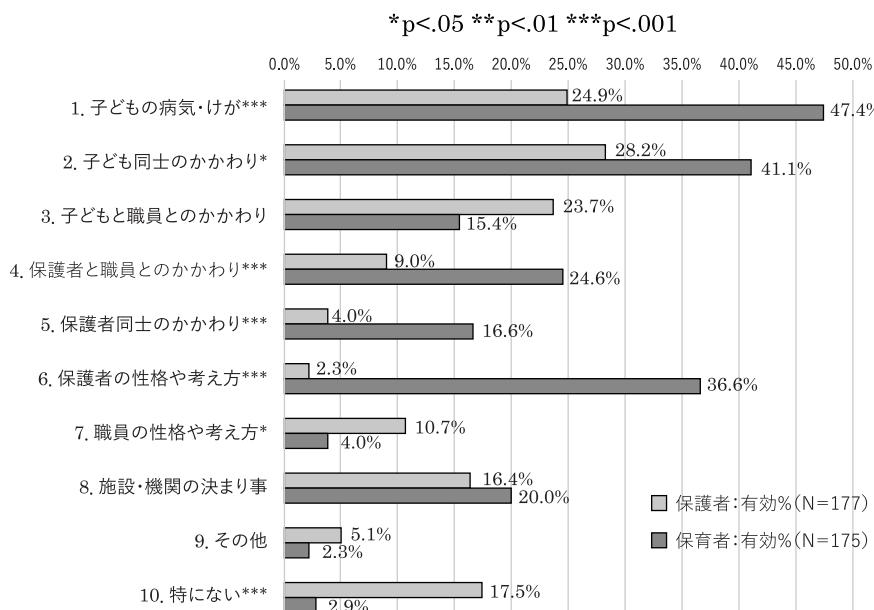
- ・まだあそびたいと迎え時に言った子どもに一方的に腹を立て、そのまま置いて帰ってしまった(認定こども園)。
- ・園に直接相談、苦情を言わず、行政に電話したり、匿名の手紙を送る(幼稚園)。

「保護者と職員とのかかわり」についての記述内容【保護者】

- ・シングルマザーだが子どもが父親と遊んだ話を先生にしたら父親が泊まりに来ていると役場に報告された(保育所)。
- ・問われすぎて、強張り(こわばり)思った事が言えない(幼稚園)。

「違和感」「困ったこと」の分析結果より判明したのは、「違和感」も「困ったこと」も保育者が保護者に抱くことが圧倒的に多いことである。「違和感の具体的な内容」では、保育者は基本的な生活習慣に関する各項目で特に高くなっている。このことは、保護者に対して「保育の当たり前」が通じないことの違和感が反映されていると考えられる。

図4. (保護者／支援者)対応の中で困ったことのきっかけ (MA.)



また、「子どもへの接し方」でも、保育者が保護者に違和感を抱く割合が圧倒的に高く、このことは、保護者への期待について尋ねた質問項目で「子どもの発達の理解」(67.0% 138名)や「子どもの気持ちの理解」(72.8% 150名)が多かったことからも、保育者は保護者に対し「子どもの気持ちの理解」を期待していることが反映されていると推察される(山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり、2023)。さらに、双方の関わりについて、お互いに相手に問題を意識しているというズレがあることが判明した。

3. 保育者と保護者へのインタビュー調査結果の比較

本節では、保育園、幼稚園、認定こども園における保育者及び保護者双方へのインタビュー調査結果から、「違和感」や「困ったこと」の内容を比較検討してみたい。以下、保育者及び保護者に対して行ったインタビュー調査結果の一部を抜粋する。

【違和感の内容】(下線は筆者)

<保育者>

- ・でも時間が取れる時は一緒にね、ちょっといてあげると○○ちゃんどんなに嬉しいでしょうね、みたいな。そういうことを、書いたんじゃなくて伝えたのかな。その時は、いやうちにはうちの方針がありますから、って言われちゃいました。(保育所)
- ・最近思うのが、親さんに思うのが、その子ども自身にあまり関心を示さない、子どもがいま何してるか、保育園でどんな事してるか、子どもに聞かないとか。これ上のクラスの話なんんですけど。あとは、ペット的な扱い。何か言い方ちょっときついですけど。何か可愛い可愛いの時だけ子どもに寄つていって。子どもの例えればマイナスな行動をした時の伝え方とか、どうやったらその気持ちを変えさせるかって、親のその手立てっていうものが、そこに力を使わないところが。(保育所)
- ・以前よりもだんだんお母様たちが、すごく子ども達の気持ちに寄り添われる方が多くなられて、すごく大事な事だと思うんですけども、寄り添い過ぎてしまうところがあつて。子どもの意見を尊重するあまり、なかなかお母さんの方からなにか伝えなきやいけないことがあっても、言われずに先生の方から言ってください、という感じが割と多くなっているなというのはすごく感じます。(幼稚園)
- ・トイレトレーニングもですし、箸の使い方。箸は特に今思うんですけど。園で全て教えてもらえるって思われてる事が多くて。それは私たちも専門なので、していかなければいけないところっていうのは分かってるんですけど。やっぱりその食事に関しては、3回のうちの1回しか園では摂らない。その箸は食事だけじゃなく、遊びの中を通してやってるんですけど。やっぱ家庭で色々経験される前に、園でして下さい、どんな風に出来ますか、とか。早く箸を使わせたいんですけど、持ってきてはダメですか、とか。(認定こども園)

以上のように、「違和感」についての保育者へのインタビュー結果から、保護者に対して「子ども

と一緒に過ごすこと」を期待するものの保護者には伝わらないことや、子どもへの無関心さと、一方で過剰と思われる子どもの意見の尊重といった「子どもへの寄り添い方」についての語りがみられた。これは、アンケート調査結果で保育者が選択した割合が一番高かった「10. 子どもへの接し方」(62.2% 117名)に関する内容を考えることができる。また、アンケート調査結果で二番目に割合が高かった「2. 食育(マナーなども含む)」(39.4% 74名)についても、「園で全て教えてもらえる」と思っている保護者への違和感が語られていた。こうした結果からは、アンケート調査結果同様に、保育者の「保育の当たり前」が保護者に通じないことに対して違和感を抱いていると考えられた。

<保護者>

- ・まず入ってならし保育があると思うんですけど、もう働いてるけども2週間ぐらいずっと慣らし保育の朝9時から11時だった。で、理由を聞いたら、まだ職員が足りないからって言う、だったんですね。で、働いてる人にとっては、ちょっとどうしようもないところで、我慢したんですけど、その次、新年度始まってフルで預けるってなった時も、言われたのが、元々幼稚園だから、保育部の人には幼稚園に合わせてもらいますって。幼稚園の1日の流れに合わせてもらうのでお昼寝はしないってことですね。(企業主導型保育所)
- ・最初上の子は預けたときは、7時半より前にちょっと門は空いてたので・・・(略)・・・ある時から7時半まで門は開けませんっていうのと、あと未満児の子どもを預けるときはですね、その何て言うのかなその日の1日に使う、例えば手拭きタオルとかコップとかですね、給食の時に使うやつを指定の場所に入れてから預けてくださいっていう、その2点のなんか、何て言うのかな、決まりっていうのが、預ける途中にそういうのが出てきまして、うちとしては、もう7時半に「はい、お願いします」っていうので会社にギリギリのところで選んでた部分があったもので・・・(認定こども園)

以上のように、「違和感」についての保護者へのインタビュー調査結果からは、ならし保育の期間が長いことやお昼寝が無いこと、登園の際のルール等が語られており、保護者が働いていることへの保育者からの理解が十分得られないことに違和感を抱いている様子が見られた。本アンケート調査で、「困ったこと」のきっかけとなった要因として「8. 施設・機関の決まり事」(16.4%)を保護者は挙げていることからも、施設・機関の困り事の違和感は「困ったこと」につながっていく可能性があると考えられた。

【困ったことの内容】(下線は筆者)

<保育者>

- ・いつも荷物が濡れてるお子さんがいらっしゃったんですよ。確実に濡れてるんですね。だから、いつも干してあげて乾いたやつを使ってたんですけど。あまりにも続くので、お母さん乾いたものを持たせてください、って言ってしまったんですね。そしたら、それは失礼です、ちゃんと乾かしたものを持たせてます、って言われたことがあって。(保育所)

- ・その時に子ども達も遊ばせながらも、保護者同士も会話をしたりして、コミュニケーションが出来るっていうのもうちの園の良さでもあるんですけれど。その中で例えば子ども同士のトラブルを巡って、保護者同士がトラブルになってしまったりとか。そういうった場合に、本来は降園後のことですし、子ども同士のことはちょっと介入したりする時もあるんですけど、そこで解決出来なかつたりする時はですね。保護者間のトラブルがあった時に、それを園から注意してもらえないですかって言われたり。・・・(略)・・・今度は学年が上がる時にクラス替えをするんですけど、そこでクラスを変えてほしいっていう、その子どもの事ではなくて、お母さんのそういうのでこの人とは離して欲しいっていう、そういうのを言われた事があって。(幼稚園)
- ・汚れてもいい服で登園、その子どもの遊びの説明をしたりとかしたんですけど。そういう個別の対応っていうのが、要望っていうのがちょっと多すぎて、なんか困ってるところは1つあってですね。その洋服だけじゃなく、クラスで誰か嘔吐が出たら連絡ください、迎えに行きます、みたいな。(認定こども園)
- ・以前は保育参加、保育参加を必ず1回は来てくださいって言って。年間ここも来れますよっていうスケジュールを出すんですよ。希望を出されなかつたので、希望どうされますか、って言つたら。その担任に対して、は?参加させるんですか、しませんって返ってきたそうなんですよ。それでお母さんに聞いたら、時給出すですかこの件に、仕事を休んで来るんですよって。時給もらえるんですかって。そうくるのかって思いました。(認定こども園)

以上のように、「困ったこと」についての保育者へのインタビュー調査結果がみられた。子どもの持ち物、子どもの病気やけが、子ども同士のかかわり、保育参加などをきっかけに、保育者と「保護者の性格や考え方」に違いがあることで保育者が対応に困っていると考えられた。アンケート調査結果において保育者は、「1. 子どもの病気・けが」(47.4%)、「2. 子ども同士のかかわり」(41.1%)、「6. 保護者の性格や考え方」(36.6%)が困ったことのきっかけとして高い割合を示していた回答と重なる結果となつた。

<保護者>

- ・発表会とかあとは運動会ですね、が何月にあるって言われるので、「いつですか」って聞いたら、「ああいつだったかな、ちょっと分かったら教えます」って言われてなかなかこう返事がなくて、で何回か聞いたら、「お便り出します」って言われて、知ったのが2週間ぐらい前だったんですね。(企業主導型保育所)
- ・子どもがね、「行きたくない」ってなつたんですよ。ね「保育園に行きたくない」って、もともとね、そういう子じやなかつたんですけど、何かの変化があるんだろうな、って親としては感じて、で先生にちょっと園の状況はどうかなって、毎日、毎日言ってたんで、聞こうと思ってですね、そのアプリでの、そのやり取りに変わつたので、そこに入力させてもらって、送信ってするんですけど、それをやって、でそれをやつたんですけど、園から、特に連絡がなく、で、もう一回ぐらいした方がいいかなって、ちょっとね、わかんなかったんで、もう一回ぐらいやつたんで

すけど、それでも連絡がなくてでも、子どもはイヤで親は心配でっていうのに陥って・・・(略)・・・
園長先生とか副園長先生がたまたまいらっしゃって、そしたらなんか先生がアシリに移行してすぐで、その何ていうのかな「自分たちも慣れてないっていうところでなんか連絡がなんかできなくてすみません」っていうふうに言われたんですけど、それ私がそれをアクションを起こしたので、向こうの対応が、で、それからちょっと話してですね、っていうのがありましたね。(認定こども園)

以上のように、「困ったこと」についての保護者へのインタビュー調査結果である。前者の、園の行事予定を尋ねても直前にしかわからなかつたことへの困惑は、働いている保護者へ理解が十分になされていない「職員の性格や考え方」をきっかけとしたものと考えることができる。また、後者の、子どもの様子を園に相談したいと思っていてもタイムリーにできなかつたことで困惑したことについては、アンケート調査結果で保護者の回答割合が4番目に高い「8. 施設・機関の決まり事」(保護者16.4%)をきっかけとしたものもあり、新しい情報共有方法によって保護者の不安が募る形となっていた。

このように「違和感」「困ったこと」についての保育者及び保護者双方へのインタビュー調査結果からは、特に保育者については、前節「(2) 保育者と保護者対象のアンケート調査結果の比較」において示された、保育者が保護者に対して「子どもの気持ちの理解」を期待しているという状況を支持するような結果と言える。一方で、保護者については、アンケート調査結果では「違和感」も「困ったこと」も保育者に比べてあまりない傾向がみられたが、インタビュー調査で語られた内容からは、園のルールや保育士の対応が、「仕事をしている」保護者への理解に欠けていると感じていることや、保育者との情報共有の難しさを感じている様子がうかがえた。

IV 考察

保育者と保護者との双方のアンケート調査およびインタビュー調査結果から、保育者、保護者互いに相手に対して違和感や困り感を持っていること、それぞれに「伝えて伝わらない」、「理解してもらえない」という思いを持っていることが明らかになった。最後に本稿の目的と分析に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園における保護者対応する際の課題について考察を行っていきたい。

第一に、保育所・幼稚園・認定こども園の保育者と保護者のもつお互いへの違和感については、保育者が保護者に対して違和感を抱く割合は高く、保護者が保育者に対して抱く違和感は低いという結果であった。また、困った経験についても保育者が保護者よりも困った経験を認識しているという結果になっている。保育者のほうが保護者に対して苦慮している姿が本調査からも浮き彫りとなった。ただ、保育者が保護者への思いを抱えている状況は周りから把握されにくいため、保育者自身が抱えている思いを発信し共有しなければ周りに理解されず支援も受けられない。また、個別のかかわりの中で起きる違和感や困ったことは保育者個人の力量によるものと判断されやすいため保育者自身の専

門性の向上の視点が強調されやすい。保育は園全体で行っている行為と考え、保育者の抱える困りごとも個人のものとしてではなく園全体のこととして対処、支援する工夫が必要である。

第二に、保育者と保護者はともにお互いの「子どもへの接し方」に違和感があり、お互いが理解できないと考えていた。保育者は食事や睡眠など基本的生活習慣や子どもに対して「対応が冷たい」、「(子どもが) してはいけないことをしても何も言わない」など、保護者の子どものかかわり、家庭でのしつけにも違和感を持っていた。一方、保護者は「職員から子どもへの感情的な声掛けや言葉遣い」、「外遊びで…先生たちがちゃんと(子どもを) 見ているか心配」など違和感を持っていた。どちらにしても、保育者からは、親としての「当たり前」や保護者に対する期待があり、同時に保護者からも保育者に対しての当たり前や期待をもっていることがわかった。これらのことから保育者と保護者双方がもつ、子どもへの対応の期待をお互いが理解しあうための機会をもつことができていないのではないかと考えられる。

第三に、保育現場で困ったことが起きたきっかけとして、「子どもの病気・けが」、「子ども同士のかかわり」を保育者、保護者ともに回答が多く挙げられた。これらは、保育実践現場で日常的に起こるものであり、それがときにトラブルに発展することになる。日常的に起こることが困ったことになるのには時間の経過があり、その間なんらかの保育者の対応は行われており、トラブルに至る背景には、日頃からの保育者と保護者とのかかわりも影響しているのではないかと考えられる。何らかの意図を持ち行った保育者の対応を保護者に理解してもらうには、保護者への十分な説明が必要であり、その前提として、子どもと保育者との信頼関係と、保護者との丁寧なコミュニケーションが欠かせない。

最後に、保育者は保護者の性格や考え方が困難をもたらし、トラブルに至りやすいと受け止めており、また、保護者も子どもとのかかわりや保育者の性格や考え方が困ったことのきっかけであると考えていた。保育者と保護者双方ともが互いの性格など個人的なことから問題が生じているととらえている。多様な家族が子育て支援現場を利用し、中には保護者個人に専門的な対応が必要な場合もあるが、子育て家庭と協働していくために、問題を個人的なこととしてとらえないソーシャルワークの視点をもち専門的な対応をしていく必要がある^{xxxii)}。また、保育者が保育活動の意図や保育者の態度について保護者に誤解を与えないような保護者への情報提供も必要である。

以上の状況を解決するために、保護者対応で保育者の精神的負担が蓄積されないために違和感や困ったことの共有できる機会や場、保育者の対人援助のスキルアップ、保護者へのかかわりが問題に発展しないために初期の段階での対応、組織的対応、施設内外の連携の整備^{xxxiii)}などの日頃からの体制整備が必要であると考えられる(図5)。その前提として日頃の保育活動において、保護者と子ども、保育者とのなかで信頼関係を築き、ズレを減らし、パートナーシップを組むための方法を考えていく必要である。また、今回の調査において保護者の保育者に対しての違和感や困り感の回答割合は保育

xxxii) 山西・出川・岡村(2023) 前掲書。本研究における保護者へのアンケート結果から困ったときに支援者は他機関との連携が少ないと結果が出されている。

xxxiii) 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり(2022) 前掲書を参照されたい。

者よりも低かったものの、保育者と保護者のトラブル防止体制の整備のためには、保育者とともに保護者についても違和感や困り感をもったときに深刻化しないようにその対応や相談のしくみを併せて構築することが必要である(図6)。

図5

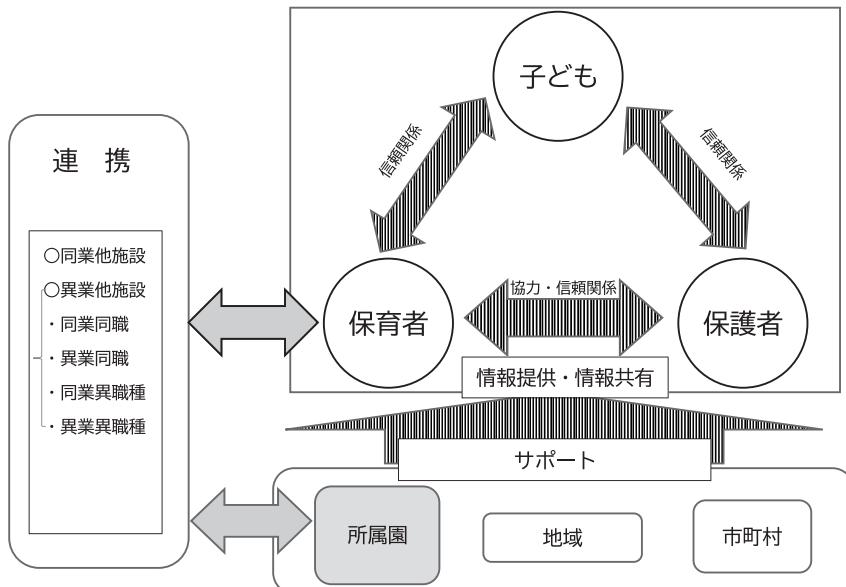
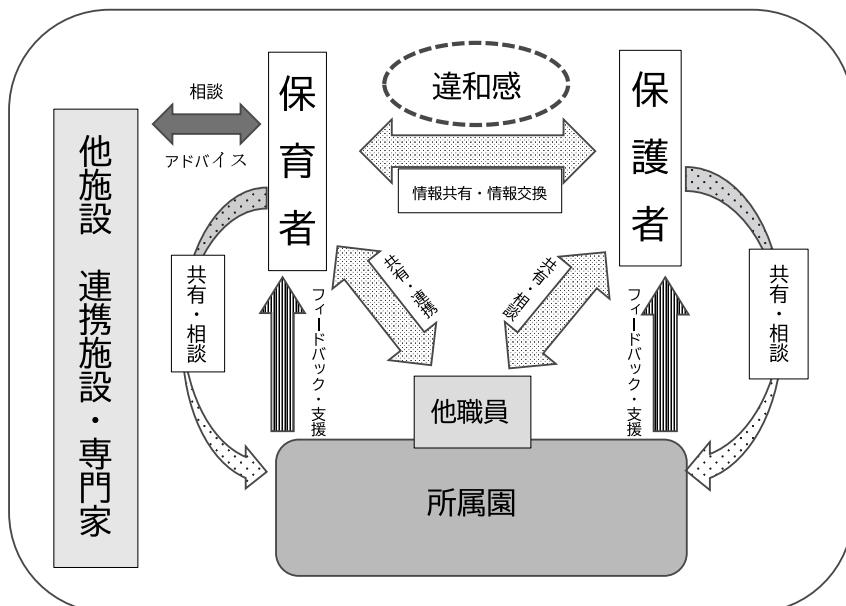


図6



おわりに

本研究は、これまで注目されてこなかった子ども支援実践現場における困難な事例に発展する前段階に焦点を当てたものであり、子ども支援実践現場の保護者対応の困難を未然に防ぐための意義は大きいと考えられる。また、今回の調査では、保育者が保護者よりも対応に苦慮していること、子育てを支えることが平準化した社会を背景にもつ保護者と保育者には子育ての当たり前のズレがあり、「保護者の変容」が保育者と保護者の関係をより困難なものにしていること、また、保護者も、保育への期待や当たり前のズレを感じていることが明らかとなつた。これらのことから、保育者を支える施設内外のしくみ、保護者への支援のしくみ、保育者と保護者とのパートナーシップを構築できる体制を構築してくことが求められる。

本研究の限界として、保護者へのアンケート調査は園を通して依頼しているため、保護者の中には保育や保育者について回答しづらいこと、また、保育園・幼稚園・認定こども園を利用している子どもたちの、園での保育や家庭での子育てについての思いや意見については言及していない点が挙げられる。

今後は、今回の調査結果を踏まえて保育者や保護者がお互いに対して抱くズレに向き合い、保育者と保護者とのパートナーシップを形成するための方法を検討し、子どもの最善を踏まえた保育者と保護者の支援体制の構築につなげていきたい。

謝辞

今回のアンケート調査には、熊本県保育協会、熊本市保育園連盟、熊本県私立幼稚園連盟、熊本県学童保育連絡協議会、熊本県社会福祉士会、熊本県医療ソーシャルワーカー協会、熊本県内のさまざまな児童福祉施設、医療・教育・行政・保健機関等のご支援・協力をいただき実施いたしました。ご協力いただきました皆様にこの場を借りて感謝を申し上げます。

付記

本調査は、2021・2022年度熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」(研究代表 出川聖尚子)によって実施しています。

執筆分担

出川聖尚子 はじめに I-2 IV おわりに

岡村ゆかり II III - (3) IV

山西 裕美 はじめに I-1 III- (1) (2) IV

参考文献

- 伊藤良高・中谷彪編著『子ども家庭福祉のフロンティア』晃洋書房 2006
- 内田伸子 (2010)「3歳児神話」は『真話』か?』『学術の動向』、15巻2号、pp.76-86.
- 大日向雅美 (2000)『母性愛神話の罠』日本評論社
- 岸本美紀・武藤久枝 (2019) 保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造ー先行研究の分析結果からー』岡崎女子大学・岡崎短期大学研究紀要 52、39-46
- 岡村ゆかり・出川聖尚子・山西裕美 (2023)「子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーにおける保護者への子育て支援についての一考察ーアンケート及びインタビュー調査分析からー」『社会関係研究』 第29巻 第1号、1 - 28
- 厚生労働省 令和5年 (2023) 人口動態統計月報年計(概数)の概況
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai_23/dl/gaikyouR_5.pdf
- 杉浦浩美 (2019)「保育士養成と三歳児神話: 内面化された家族規範」『埼玉学園大学紀要(人間学部篇)』 Vol.18 183-194
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2022)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2023)『熊本学園大学付属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書(2)』
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2023)「子ども支援現場における保護者支援の子育て支援についての一考察ーアンケート調査の分析よりー」『総合科学』 Vol.28-2、15-38 (通巻 Vol.54)
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2024)「児童福祉施設等における保護者への子育て支援についての一考察ー児童福祉施設等の支援者へのアンケート調査及びインタビュー調査結果分析よりー」『熊本学園大学社会福祉研究所所報』 Vol.52、33-57
- 馬場美穂子 (2020)「コミュニケーションにおける違和感とその背景ー『前提』の違いから派生した『ずれ』の事例からー」『待遇コミュニケーション研究』 Vol.17 (0)、68-84
- 文部科学省、2009、「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する事例集」。
- 山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり、(2023)「保育所・幼稚園・認定こども園における保護者への子育て支援についての一考察ーアンケート調査の結果分析よりー」、『社会関係研究』、Vol.28-2、23-51.
- 山西裕美・出川聖尚子・岡村ゆかり (2024)「学童保育現場における保護者への子育て支援についての一考察ー支援者と保護者双方へのアンケート調査およびインタビュー調査結果分析よりー」、『総合科学』 Vol.29-2、31-53
- 山本由紀子 (2024)「「家庭保育が最善」であるとされるなか、保育所はどのような役割を付与されたのかー1965年版「保育所保育指針」制定過程の検討を通してー」『Core Ethics』 Vol.20、103-115